

## 土木工事の労務費補正について

週休2日試行工事の取り組みを実施した工事<sup>※1</sup>について労務費補正を行う

(1) 週休2日(現場閉所型)工事

【補正係数について】

	4週8休以上 <sup>※2</sup>	
	定期	月単位
労務費	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費	1.02	1.03
現場管理費	1.03	1.05

(2) 週休2日(交替制)工事

【補正係数について】

	4週8休以上 <sup>※2</sup>	
	定期	月単位
労務費	1.02	1.04
現場管理費	1.01	1.03

※1) 実施の意向について、第5条(2)による取り組み実施協議が整った工事

※2) 現場閉所率または休日率が28.5%(8日/28日)以上の場合

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付け工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームプラスチ工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーリング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

## 港湾工事の労務費補正について

週休2日試行工事の取り組みを実施した工事<sup>※1</sup>について労務費補正を行う

○週休2日(現場閉所型)工事及び週休2日(交替制)工事

### 【補正係数について】

	4週8休以上 <sup>※2</sup>
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

### 【市場単価補正係数について】

・港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出  
労務費補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.03
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3 支保工	1.04
4 足場工	1.02
5 鉄筋工	1.04
6 吊鉄筋工	1.04
7 型枠工	1.03
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
9 止水板工	1.04
10 上蓋工	1.04
11 伸縮目地工	1.02
12 係船柱取付	1.04
13 防舷材取付	1.04
14 車止・縁金物取付	1.04
15 係船柱撤去	1.04
16 防舷材撤去	1.04

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.04
18 電気防食取付	1.04
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
23 ベトロラタム被覆	1.04
24 現場鋼材溶接工・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
25 現場鋼材溶接工・切断工(水中施工)	1.04
26 かき落とし工	1.04
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.02
29 灯浮標設置・撤去	1.03
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
31 異形ブロック製作 型枠工	1.04
31 異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
31 異形ブロック製作 給熱養生	1.03

※1)実施の意向について、第5条(2)による取り組み実施協議が整った工事

※2)休日(現場閉所)の割合が28.5%(8日/28日)以上の場合

## 宮繕工事の労務費補正について

宮繕工事における週休2日の工事費算定に必要な労務費の補正方法について下記のとおり定める。

## (1) 複合単価

複合単価の労務単価は、熊本県土木部実施設計単価表の工事関係労務費の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

	月単位の週休2日 ※1	通期の週休2日 ※2
補正係数	1.04	1.02

※1 月単位の週休2日とは、対象期間（※3）において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息※4）を行ったと認められる状態をいう。

※2 通期の週休2日とは、対象期間（※3）において、4週8休以上の現場閉所（現場休息※4）を行ったと認められる状態をいう。

※3 対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

※4 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

## (2) 市場単価等

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

## 【新宮工事の場合】

- ・市場単価 × 新宮補正率
- ・補正市場単価 × 新宮補正率

## 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新宮補正率
- ・補正市場単価 × 新宮補正率

## 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）「基準単価」「基準補正単価」とは、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8（3）口、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

## A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22